境港市高校生等通学費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、境港市高校生等通学費補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（目的）

第２条　本補助金は、就学期の子どもを抱える世帯の経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図ることで、子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないよう支援するとともに、本市における定住の維持及び移住の促進に資することを目的として交付する。

　（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）高校生　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する高等学校（定時制、通信制を含む。）、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒をいう。ただし、高等専門学校に在籍する生徒にあっては第１学年から第３学年まで、専修学校にあっては高等課程に在籍する生徒に限る。（なお、通信制高等学校については、県外に本校がある通信制高等学校の県内の分校、分キャンパスへ通学する者に関して、市長が認める場合は当該事業の対象者に含むものとする。）

（２）公共交通機関　西日本旅客鉄道、若桜鉄道、智頭急行及び路線バスをいう。

（３）路線バス　バス事業者が乗合旅客を運送するために路線を定めて定期に運行する自動車（これに類するものとして市長が特に認める自動車を含む。）をいう。

（４）合理的経路　高校生が公共交通機関を利用して通学する必要がある場合において、最も経済的かつ合理的と認められる通学経路をいう。

（５）通学費　高校生が合理的経路において通学するために当該公共交通機関に支払う通学定期券等の費用の合算額をいう。

（６）通学定期券　自宅と高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する高校生に対して鉄道事業者又はバス事業者が１月以上の一定期間を利用単位として発行する券をいう。

　（対象者）

第４条　市が第２条の目的の達成に資するために本補助金の交付対象とする者は、次に掲げる各号のいずれも満たす者とする。

（１）市内に住所を有し、補助対象期間内に県内の高等学校等に在籍している生徒がいること。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生業扶助（通学のための交通費）の受給者及び特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給される者を除く。

（２）高等学校等への通学にあたり市長が認める公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用について通学定期券を使用していること。

（３）対象となる生徒の高等学校等が定める修業年限（高等専門学校にあっては、３年とする。以下この号において同じ。）を超えていないこと。ただし、在籍期間が修業年限を超えることについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

　（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）１月あたりの通学費（１月を超える定期券にあっては、購入金額を月数で除した額）から７千円を控除して得た額とする。

（２）鉄道利用にあたっては運賃のみを対象とし、特急料金は対象外とする。

（３）修業年限の最終学年の３月及び休学期間など、通学実態がない期間は補助対象の期間に含めないものとする。

　（補助金の手続を行う者）

第６条　補助金の交付申請その他この要綱の規定に基づく手続を行うことができる者は、第４条に規定する要件を満たす高校生の保護者（親権者、未成年後見人その他当該高校生と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。以下同じ。）であって市内に住所を有する者とする。

　（交付申請等）

第７条　対象者が本補助金の交付を受けようとする場合は、毎年度５月１日から２月末日までに、境港市高校生等通学費補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、３月に通学定期券等を購入する等の特別な理由がある場合は、３月２５日までに申請することができる。

（１）通学定期券の写し

（２）在学証明書又は生徒手帳の写し

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（交付決定等）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その適否を、境港市高校生等通学費補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第９条　市長は、偽りその他不正な行為により補助を受けた者があるときは、その者から当該補助額の全部又は一部を返還させることができる。

　（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。